居宅介護支援重要事項説明書

令和６年４月１日現在

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号　０５８－２１３－０３５８　（ 月～金曜日８：３０～１７：１５）

担当者　　小川　好美

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

２．もとす医師会もとす居宅介護支援事業部の概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事　業　所　名	もとす医師会　もとす居宅介護支援事業部
所　　在　　地	岐阜県本巣郡北方町北方３２１９番地の２５
介 護 保 険 指 定 番 号	２１７０７００３８５
サービスを提供する地域※	本巣郡北方町、瑞穂市、本巣市（佐原トンネルより北を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）事業所の職員体制

管理者・介護支援専門員　４名

事務職員　　１名

（３）営業日および営業時間

月曜日から金曜日　　午前８時３０分から午後５時１５分

土曜日、日曜日、祝祭日、および１２月２９日から１月３日は原則休業日

※緊急連絡電話番号　　０８０－１６０４－５５５８

３．居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

付属別紙１「サービス提供の標準的なながれ」参照

付属別紙２「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合」参照

４．担当介護支援専門員

氏　　名	連絡先電話番号
	平日昼間　　０５８－２１３－０３５８ 夜間休日

事業者は、事業所内の事情により担当者を交替させる場合は、利用者に対して、１ヶ月間の予告期間をおいて通知します。

５．利用料金

（１）利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので**自己負担はありません。**ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて、下記の単位数に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額もしくは一部の払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

居宅介護支援専門員取扱件数４５件未満の場合

（居宅サービス等の利用にむけて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用につながらなかった場合も含む）

要介護１・２　　１,０８６単位　　要介護３・４・５　　１,４１１単位

初回加算			３００単位
入院時情報連携加算			Ⅰ　２５０単位
			Ⅱ　２００単位
退院・退所加算		ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加　無	ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加　有
	連携１回	４５０単位	６００単位
	連携２回	６００単位	７５０単位
	連携３回	×	９００単位
緊急時等居宅カンファレンス加算			２００単位
ターミナルケアマネジメント加算			４００単位
通院時情報連携加算			５０単位

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費として実施地域を超えた時点から１km につき１５円いただきます。

（３）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

（４）その他

記録のコピー等をご要望の際は、コピー用紙１枚につき３０円お支払いください。

６．サービス事業所の選定について

利用者は、複数のサービス事業所を紹介するよう求めることができます。

また当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

７．サービス内容に関する苦情

（１）相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

電話番号：０５８－２１３－０３５８

担当者：責任者　　若園　明裕

窓口　　小川　好美

（受付時間　　月～金曜日　　午前８時３０分～午後５時１５分）

（２）その他の窓口

公的機関窓口

もとす広域連合　介護保険課　　電話番号：０５８－３２０－２２２０

岐阜県国民健康保険団体連合会　　電話番号：０５８－２７５－９８２６

８．秘密の保持

①当事業所は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守いたします。

②当事業所は、介護支援専門員、その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密がサービス終了後も漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

③当事業所は、サービス担当者会議等に置きまして、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

９．事故発生時の対応等

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０．当法人の概要

名　　称	一般社団法人　もとす医師会
設　　立	昭和２２年１１月
所 在 地	岐阜県本巣郡北方町北方１６３３番地
代表者名	会長　　若園　明裕
電話番号	０５８－３２４－０３６４
事業内容	居宅介護支援事業／訪問看護事業／訪問介護事業／ もとす在宅医療介護連携センター

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所 在 地　　岐阜県本巣郡北方町北方３２１９番地の２５

事業者名　　一般社団法人もとす医師会　もとす居宅介護支援事業部

説 明 者　　介護支援専門員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①　私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、理解しました。
②　サービス担当者会議および医療機関、介護施設の入退院、入退所の際、利用者および家族の個人情報を用いることを承諾します。

利用者

住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号　　（　　）　　－ ……

署名代行者

本人との関係 ……

住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号　　（　　）　　－ ……

家族

住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号　　（　　）　　－ ……